

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から同年9月まで
② 平成4年3月から同年8月まで

申立期間①について、ねんきん特別便で昭和58年7月から59年11月までの国民年金保険料が未納とされていたが、私が保管していた58年7月から59年11月までの国民年金保険料の「納付書・領収証書」をA年金事務所へ提出したところ、そのうち、58年10月から59年11月までについては、保険料納付済み期間として記録が訂正されたが、申立期間①は保険料の納付期限が過ぎてから納められているので保険料を還付するとのことであった。

申立期間②について、私が、国民年金保険料と国民健康保険の保険料と併せて、毎月、銀行で納付したはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が、いずれも未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、年金事務所では、申立人から提出のあった昭和60年12月28日に納付された国民年金保険料の「納付書・領収証書」により、未納となっていた昭和58年10月から59年11月までの納付記録を平成22年11月12日に訂正したが、同時に納付された58年7月から同年9月までの保険料については、時効により納付できない期間の保険料として還付決議されているところ、i) 当該納付書は手書きの納付書であり、その発行日に保険料が即日納付されていることが確認できることから、B市C区役所で申立人が国民年金の加入手続を行った際に、当該納付書の交付を受けたものと

推認されるが、納付書発行時点で、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間であったこと、ii) 申立人が保管する当該「納付書・領収証書」により記録の訂正が行われるまで、当該期間は保険料の未納期間とされていたことなど、申立期間当時の申立人の年金記録に係る事務処理が適切に行われていない状況がみられる。

- 2 申立期間②について、申立人は厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成4年3月に、厚生年金保険から国民年金への切替え手続を行ったとするが、当該期間は、B市の国民年金加入記録により8年4月に、遡って資格取得されていることが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人に国民年金保険料納付書が交付されていなかったものと推測されることから、申立人は申立期間②の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和48年10月から50年3月まで

申立期間①について、私は特例納付のことを知り、国民年金加入手続を行った。その際、窓口の担当者に私の未納期間の国民年金保険料について計算してもらい、その全額を納付した。

申立期間②について、私の性格からこの期間の国民年金保険料だけ納めなかったとは考え難い。

申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を紛失したが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の特例納付制度のことを知り国民年金に加入したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により昭和50年10月頃、被保険者資格取得日を36年4月1日に遡って強制加入被保険者として払い出されたものと推認でき、加入時点は第2回特例納付期間内であることから、これらは、申立人の国民年金の加入に係る主張と符合している。

また、申立人は、申立期間②後の国民年金被保険者期間において保険料の未納は無く、申立人が国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の夫の国民年金について、その夫が63歳を過ぎた昭和50年12月頃に参加し、その夫の国民年金加入期間である42年11月から47年9月までの保険料を特例納付したものと推認できることから、申立人は保険料の納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人が国民年金に加入した時点で申立期間②の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、年金の受給資格を取得するために国民年金に加入し、10年分の保険料を特例納付した申立人が、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 申立期間①について、特例納付制度は、国民年金加入期間の不足による無年金者を減らす目的を主としており、申立人の年金受給資格を満たす国民年金加入期間17年と加入後60歳までの加入期間を考慮し、10年分の国民年金保険料の特例納付書が交付されたものと推測できることから、申立期間①の保険料納付書は交付されなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は、特例納付可能な国民年金保険料を一括で納付したと述べていることから、申立期間①の保険料と申立人が所持する特例納付した領収証書の保険料を分割して納付したものとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年6月まで

私は、昭和37年5月から38年6月まで、A社(当時)に臨時職員として勤務しており、同事業所の職員が、私の給与から国民年金保険料を控除してB町役場で毎月納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B町に居住しA社に勤務していたとしているものの、C町の被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和36年4月1日に同町で払い出され、37年4月から同年12月までの国民年金保険料が38年1月に一括して納付されていることが確認できる上、D社会保険事務所(当時)保管の被保険者台帳管理簿に、B町管轄のE社会保険事務所(当時)への移管が「39・2・13」と記載されているため、申立人は申立期間当時、C町に住所を定めていたと推認でき、B町で別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人に係る国民年金保険料は申立期間当時において、B町で納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶はないとしていることから、B町で申立期間の保険料を過年度納付したものとは考え難い。

しかしながら、C町の申立人の被保険者名簿により、申立人の国民年金保険料が昭和37年4月から同年12月まで9か月分納付されていることが確認できるところ、i) 同年4月は、20歳前の無資格期間であり、明らかに誤記載と考えられること、ii) 37年4月の保険料が還付された形跡が無いことから、C町で納付された保険料は37年5月から38年1月までの9か月分と推認され

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年3月まで

私は、20歳になった時、当時住み込みで勤務していた職場が社会保険の適用事業所ではなかったため、その住み込み先で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についてもそこに来ていた集金人に定期的に納付していた。

申立期間当時、住み込み先に住んでいた勤務先の社長の妻も国民年金保険料を集金人に納付していたこと、社長の妻に私の保険料の納付を時々お願いしていたことを記憶しているほか、保険料を納付する際、集金人に現金を渡し、年金手帳にスタンプを押してもらったり領収書を受け取った記憶がある。

また、私の昭和49年度の国民年金保険料は申請免除とされているが、免除を申請する理由が無く、免除の手続を行っていない上、当時は申請免除の制度があることすら知らなかった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていること、及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和49年2月から同年5月頃までの期間に払い出されたものと推認でき、当該国民年金手帳記号番号において、申立期間は国民年金の未加入期間及び保険料の申請免除期間とされている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和45年*月に20歳になり国民年金に新規に加入した被保険者の一連の国民年金手帳記号番号の中に、申立人と同一の氏名で払い出され、後に取り消されている同手帳記号番号があることが確認でき、申立人が同年同月に20歳になっていること、及び当該手帳記号番号が申立人の当時の住所地で払い出されていた番号である

こと等から、当該手帳記号番号は申立人に対して払い出されたものと推認できる。

また、i) 申立人が、申立期間当時、自身と同様に住み込み先に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたとする当時の勤務先の社長の妻について、本人は既に死亡しており当時の状況を確認することはできないものの、オンライン記録により、申立期間を含む昭和36年4月以降の国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できること、ii) 申立期間と一緒に勤務していた申立人の同僚から、「申立人から、20歳に国民年金に加入し、住み込み先に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたことを聞いていた。」との証言を得ていること、iii) 申立人は集金人に国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が当時住所を定めていたA市において、申立期間当時は集金人による保険料の徴収が行われていたこと等から、申立人の主張には信憑^{びよう}性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間に保険料の未納が無く、保険料の納付意識が高かったものと認められることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

申立期間は、A社C本社から同社B出張所に異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社から提供された申立人に係る辞令交付控により、申立人が同社に継続して勤務し(A社C本社から同社B出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記辞令交付控によると申立人は昭和39年3月26日付けで異動発令されているが、申立人の社会保険事務所(当時)の記録及び当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から判断すると、同年3月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所に係る昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、事業主は、「当時、B出張所の社会保険事務を行っていたD支社を昭和45年に閉鎖したため、資料が残っておらず不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 10 日から 40 年 7 月 9 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給済みとされていた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするべきものであるところ、申立期間①の前のA社及び申立期間①と②の間のB社に係る被保険者期間は脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっている。4回の被保険者期間のうち2回の被保険者期間を失念するとは考え難いほか、申立期間①と②の間のB社に係る被保険者期間は、申立期間①及び②と同一の記号番号で管理されている上、申立期間②と同一の事業所に係る被保険者期間であるにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなく別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求することは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成12年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から13年1月1日まで

年金事務所の記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成13年1月1日になっており、厚生年金保険の被保険者期間は2か月であるが、当時の給与明細書によると3か月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、A社の清算時のB課長から提供された申立人に係る雇入通知書及びタイムカードによると、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は平成13年1月1日、同資格喪失日は同年3月31日と記録され、申立人の当該事業所における同保険の被保険者期間は2か月とされている。

これに対し、申立人が所持する給与明細書によると、平成13年1月、同年2月及び同年3月に支給された給与について、3か月分の厚生年金保険料控除が認められるところ、上述のタイムカードによると、申立人の当該事業所における最終勤務日は同年3月30日であることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日の前日及び雇用保険の退職日とも一致する上、同年3月に支給された給与から、厚生年金保険料が控除されていることが給与明細書により確認できる

ことから、当該事業所における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であると判断でき、同年1月に支給された給与から控除された厚生年金保険料は、12年12月分の厚生年金保険料であると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人が所持する平成12年12月の給与明細書により確認できる報酬月額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成20年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認できないが、前述のB課長から提供された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書によると、申立人の資格取得日が13年1月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る12年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和54年4月1日から56年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を54年4月から同年6月までは8万6,000円、同年7月から55年9月までは9万8,000円、同年10月から56年8月までは10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から57年10月1日まで
昭和52年7月18日にA社に採用され、57年9月30日まで同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及びA社の業務を引き継いでいるとするB社の回答から、申立人が申立期間においてA社の関連会社であるC社に勤務していたことが認められる。

また、B社から提出されたA社が社会保険事務所(当時)に提出したとする顛末書(昭和56年8月24日付け)及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(昭和56年8月26日付け)によると、同社の職員であった申立人は、昭和54年4月1日付けで同社の関連会社であるC社に異動したものの、同社に異動した後も申立人の勤務場所は同社の事務所内であり、給与水準及び勤務時間についても同社と同様であったことから、同社は、申立人について親会社から子会社への出向者と同様に取り扱っており、申立人がC社に異動した後も同社において健康保険及び厚生年金保険に加入させていたが、56年8月、社会保険事務所は、申立人が同社ではなく、C社の

従業員であると判断し、申立人がC社に異動した54年4月1日まで遡って健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるよう指導を行い、同社はこの指導に従い届出を行ったことが確認できるとともに、申立人と同様に、同社の職員として採用されたものの、C社の業務に従事していた同僚二人についても、この指導により、被保険者資格を遡って喪失させる旨の届出が行われたことが確認できる。

しかし、B社から提供された職員給与支給簿において、申立人は、申立期間のうち昭和54年4月1日から56年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる一方、当該保険料が申立人に返還された記録は無く、同社も、「申立人に厚生年金保険料を返還した記録は無い。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和54年4月1日から56年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の昭和54年4月から56年8月までの標準報酬月額については、前述の職員給与支給簿における厚生年金保険料控除額から、54年4月から同年6月までは8万6,000円、同年7月から55年9月までは9万8,000円、同年10月から56年8月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から提供された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和54年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から56年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち昭和56年9月1日から57年10月1日までの期間については、前述の職員給与支給簿により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人と同様に、C社の業務に従事していた期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を遡って喪失させる旨の処理が行われている同僚二人についても、前述の職員給与支給簿により、昭和56年9月以降に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる上、この同僚二人に照会し、両人から回答を得たものの、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

- 3 このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和43年7月11日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月11日から42年3月1日まで
② 昭和43年1月10日から同年7月11日まで

昭和41年2月15日から43年7月10日までA社B営業所(以下「B営業所」という。)に継続して勤務していた。

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①については、同保険の加入記録が無い旨の回答があり、申立期間②については、当初は、加入記録があったものの、その後、加入記録が取り消されてしまった。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、当初、申立人のB営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和43年7月11日と記録されていたところ、同営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)における同資格喪失日が同年1月10日と記載されていることから、年金事務所において、平成22年11月11日に同資格喪失日の記録の訂正が行われていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する「厚生年金加入記録のお知らせ」では、B営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和43年7月11日となって

いる。

また、申立人のB営業所における雇用保険被保険者記録は、昭和43年7月10日に離職した記録となっている上、当該離職日は、上記訂正前の同営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年7月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったものと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該訂正処理前のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、オンライン記録及びB営業所に係る被保険者名簿によると、同営業所は、昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、同日より前に同営業所に勤務していた従業員については、A社C営業所（以下「C営業所」という。）において同保険に加入していたことが確認できる上、オンライン記録及び同営業所に係る被保険者名簿によると、申立人は、41年2月15日に被保険者資格を取得後、同年8月11日に同資格を喪失し、その後、42年3月1日に再度同資格を取得した記録となっており、申立期間①における厚生年金保険の加入記録は無いが、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①において継続してB営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本により、A社は、平成12年3月1日に解散していることが確認できる上、現在、同社の業務を引き継いでいるD社は、「A社の従業員に係る記録を引き継いでいない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人は、申立期間①当時のB営業所長の名前を挙げているところ、同人は、「申立人については記憶していないが、当時、数か月ごとに従業員の査定があり、その結果によって社会保険の適用が無くなる場合があった。厚生年金保険と雇用保険とは同時に加入させていた。」と供述している上、申立人の雇用保険被保険者記録は、厚生年金保険の加入記録と同様、昭和41年8月10日に一度離職し、42年3月1日に再度被保険者資格を取得している記録となっている。

さらに、申立人は、上記のB営業所長のほか、申立期間①当時の同僚4人の名前を挙げているが、このうち唯一生存及び所在が確認できた同僚は、C営業所における厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間①後にB営業所において同保険に加入した記録となっている上、同人は、「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立人の申立てに係る事実について確認できる供述は得られなかった。

加えて、B営業所に係る被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和

42年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚7人（申立人が名前を挙げた同僚を除く。）のうち、申立期間①においても継続してC営業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚4人に照会し、全員から回答が得られたものの、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

3 このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、A社において昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年5月21日に同被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和27年4月から同年7月までは3,000円、同年8月から28年4月までは4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から29年5月まで

申立期間はB社の下請けのC工場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していた事業所の名称は覚えていないが、B社の事業主が経営していた従業員数30人の会社であり、厚生年金保険の適用事業所になっていたの
で、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立事業所の名称を記憶していないが、申立人が記憶している事業主の名前及び事業所の所在地と商業・法人登記簿謄本に記録されている事業主の名前及び事業所の所在地が一致していること、及び同僚が申立人を記憶している旨の供述を行っていることから判断すると、申立人が申し立てている事業所はA社であることが認められる。

2 申立期間のうち、昭和27年5月1日から28年5月21日までの期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人と同姓同名で、申立人と生年月日が相違する（「昭和7年*月*日」と記載されている。）基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認でき、その資格取得日は27年4月1日、資格

喪失日は28年5月21日であることが確認できる。

また、申立人は、「D職になるために会社を辞めた。」と供述しているところ、当該被保険者名簿により昭和24年10月1日から29年12月30日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚が、「当時、同姓の者は一人しかおらず、申立人は、社員の3人から4人でグループを組み、会社の懇親会に出ていたことを覚えている。」と供述していることから判断すると、当該事業所における当該被保険者記録は申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出、及び28年5月21日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る被保険者名簿の記録から、昭和27年4月から同年7月までは3,000円、同年8月から28年4月までは4,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和27年5月1日から28年5月21日を除く期間については、当該事業所は、29年12月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当なくなっているとともに、商業・法人登記簿謄本によると、30年1月17日に解散していることが確認でき、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立期間に当該事業所において、厚生年金保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚4人に照会し、前記同僚一人から回答を得たが、「申立人の勤務期間については分からない。」と供述し、申立人の当該期間における勤務状況について確認することができなかった。

- 4 このほか、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年4月までの期間及び51年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から49年4月まで
② 昭和51年10月から56年3月まで

私は、住み込みで働いていた事業所で、A職から勧められ、国民年金に加入した。

国民年金保険料は、その事業所に来た集金人に納付しており、当時、100円から200円の保険料を納付すると、集金人からハガキ大のピンク色の用紙に判を押してくれた記憶がある。

その事業所を辞めてからは、集金人が自宅や自分が経営していた事業所に来てくれたので、そこで国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金に未加入又は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿及びその前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、昭和56年11月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付したのとは認め難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は全て集金人に納付したとしているが、B市では、集金人による保険料の徴収を昭和50年4月以降行っていないことから、申立人の申立内容に不自然さがある。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月及び昭和50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、それぞれ昭和48年11月2日及び50年3月17日に納付しており、その領収書も保管している。

また、国民年金保険料納付記録の照会に係るA年金事務所の回答は、当該保険料について、昭和53年2月28日に還付済みであるとしているが、還付を受けた記憶がないことから、申立期間①及び②の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料領収書により、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、オンライン記録等により、i) 申立期間①において申立人は厚生年金保険の被保険者であること、ii) 申立期間②において申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であり、申立人は、国民年金の任意加入被保険者資格の取得申出を行っていないことにより当該期間が国民年金の未加入期間になっていることが確認できることから、納付された申立期間①及び②の保険料が還付される理由に不合理な点は見当たらない。

また、還付整理簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）には、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料の還付記録が記載されており、その記録の住所が申立人の当時の住所と一致し、還付金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から62年6月まで
私は、申立期間以前から継続して国民年金保険料を納付してきた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月7日に国民年金の被保険者資格を取得した際に交付された年金手帳を所持しており、当該手帳には、当時申立人に対し払い出された国民年金手帳記号番号が記載されているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿により、当該手帳記号番号において、申立人は、52年7月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、その後は国民年金に未加入とされていること、及び当該手帳記号番号が平成21年12月11日に基礎年金番号に統合処理されていることが確認できる。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間に係る国民年金の再加入手続や保険料の納付についての記憶が定かではないなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2056 (事案 774、1588 及び 1887 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年1月までの期間、49年9月から61年3月までの期間及び62年12月から平成元年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から49年1月まで
② 昭和49年9月から61年3月まで
③ 昭和62年12月から平成元年7月まで

再申立てに当たり、申立期間に係る国民年金保険料の納付を証明する新たな証拠は無いが、自分が間違いなく保険料を納付していたことは確かなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初は昭和36年4月から40年3月までの期間と併せて申立てが行われたものであり、36年4月から38年2月までについては、国民年金保険料の納付があったものと認められるとしたものの、申立期間については、i) 申立人は当該期間の国民年金保険料の納付方法について、毎月、A市B区役所で納付したとしているが、A市において保険料の納付が毎月となったのは、60年4月からであり、当該期間のほとんどが3か月納付であったこと、ii) 当該期間のうち、申立人の夫の国民年金加入期間については、夫の保険料も未納となっていること、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと等から保険料の納付があったとは認められないと判断し、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月20日付けで昭和36年4月から38年2月までの期間のみ年金記録の訂正を必要とする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、昭和38年3月から40年3月までの期間と併せて再度申立てを行い、38年3月から40年3月までについては、国民年金保険料の納付があったものと認められるとしたものの、申

立期間については、新たな事情の申立ては無く、当委員会の口頭意見陳述においても、加入手続及び納付方法に関する具体的な供述は得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月15日付けで昭和38年3月から40年3月までの期間のみ年金記録の訂正を必要とする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間について再度申立てを行い、新たな情報を提供することなく申立期間の国民年金保険料を納付していたのは確かであると主張しているが、これは当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年2月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情の申立ては無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたのは確かであると述べるのみで、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで
② 昭和 57 年 8 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで

申立期間①は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、B社(株)に通年雇用で勤務していたが、季節雇用で勤務していた夫に厚生年金保険の加入記録があるのに、私の同保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び現在の代表取締役の供述により、申立人は、昭和 56 年 4 月 10 日から 59 年 1 月 20 日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成 11 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、現在の代表取締役は、「当時の関連資料が残っていないが、当社における厚生年金保険の適用は平成 11 年 6 月 1 日であり、それ以前は従業員を厚生年金保険には加入させておらず、給与から同保険料を控除していなかった。また、私は昭和 56 年頃に申立人より先に入社し代表取締役に就任する 58 年 9 月までの期間はC職として勤務していたが、その期間も厚生年金保険には加入しておらず、給与から同保険料は控除されていなかった。」と述べている上、オンライン記録によると、当

該代表取締役も、自身がC職として勤務していた期間を含めて当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人は、上記の代表取締役のほかに一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立期間①のうち、昭和55年7月1日から同年10月18日までの期間、申立人は当該事業所とは異なる別の事業所において雇用保険に加入していることが確認できる。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成7年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明である上、商業・法人登記簿謄本により、同社が商号変更したD社は9年3月31日に解散していることが確認でき、解散時の代表取締役も所在が不明であることから、申立人の申立期間②に係る雇用形態や厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、オンライン記録により、申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた12人に照会したところ、回答が得られた5人のうち、申立人の夫は、「申立人と一緒に勤務し、正社員は全員厚生年金保険に加入していると思う。」と回答しているものの、経理事務担当者は、「昭和57年6月から59年2月まで勤務していたが、女性社員は私一人のみであり、申立人と一緒に勤務していない。」と供述しているほか、別の同僚1人は、「時期は定かではないが、申立人はE職として勤務していた。申立期間②当時は、E職を含めほとんどの社員が期間雇用やアルバイト雇用であり、希望により厚生年金保険に加入しない社員がいた。」と供述しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、上記の同僚は、「申立期間②当時、厚生年金保険と雇用保険は一緒に加入していたはずである。」と供述しているところ、上記同僚12人全員が当該事業所における雇用保険被保険者記録が確認できるものの、申立人については、同被保険者記録が確認できない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間②のうち、昭和57年8月1日から59年1月20日までの期間、申立人は申立期間①に勤務していたとするA社において雇用保険に加入していることが確認できる。

3 申立期間①及び②について、オンライン記録によると、申立人は、両申立期間を含む昭和 55 年 3 月から 60 年 7 月までの期間において、国民年金に加入し同保険料を納付していることが確認できる上、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとされていた。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が申立期間当時居住していたとされる住所及びアパートの名称が記載されている上、申立人は、「当該アパートに住んでいた。」と供述していることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 か月後の昭和 47 年 5 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 10 日から 42 年 10 月 6 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされていた。
脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている者のうち、オンライン記録により申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和 42 年 10 月の前後 2 年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす被保険者 13 人について支給記録を確認したところ、12 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 10 人（申立人を含む。）がいずれも資格を喪失した日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 5 か月後の昭和 43 年 3 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から 47 年 7 月 11 日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していたとされる住所が記載されており、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 か月後の昭和 47 年 8 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 15 日から 45 年 4 月 25 日まで
② 昭和 52 年 11 月 20 日から 62 年 4 月末まで
③ 昭和 62 年 11 月 20 日から平成 18 年 5 月 30 日まで
④ 平成元年 6 月から 7 年 11 月 20 日まで

申立期間①の冬期間はA社、申立期間②の冬期間はB社、申立期間③の冬期間はC社及び申立期間④の夏期間はD社にそれぞれ季節労働者として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料は無いが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が季節労働者として勤務していたとするA社は、オンライン記録によると、平成 14 年 8 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本により同社が解散した 15 年 3 月 当時代表取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「工場は従業員が多かったため、申立人については記憶にない。関係書類を会社の解散時に全て処分した。季節労働者は、本人から厚生年金保険の加入希望の申出があった時だけ加入させていたと思う。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 4 人については、申立人が姓しか記憶しておらず、いずれも個人を特定することができな

いことから、オンライン記録により申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた17人に照会したところ、回答が得られた12人全員が、「申立人のことは分からない。」と供述している。

さらに、上記12人のうち、当該事業所のE課に勤務していたとする者を含め同僚二人は、「季節労働者、パート及び臨時雇用者は厚生年金保険に加入しておらず、保険料は控除されていなかった。」と供述していることから、当時、当該事業所においては雇用形態によって厚生年金保険の加入の取扱いに違いがあったものと考えられる。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間①において国民年金に加入するとともに、その保険料を全て納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立期間②のうち、昭和60年12月26日から61年4月14日までの期間及び同年12月27日から62年4月25日までの期間については、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時の資料が残っていないため、確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚5人のうち、所在が確認できた二人に照会したところ、共に「申立人とは、一緒に勤務した。」と供述しており、このうち一人は、「私は、夏場はF社に所属し、昭和52年から62年までの冬の期間、B社で勤務した。給与は同社から支給されたが、厚生年金保険料は控除されていなかった。申立人の勤務期間は私より短い、雇用形態及び仕事の内容は同じであった。」と供述しており、オンライン記録によると、上記の二人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡は無い。

さらに、オンライン記録により申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた10人に照会したところ、回答が得られた4人のうち、社会保険事務の担当者であったとする者は、「雇用保険は短期間の勤務でも加入させたが、厚生年金保険は長く勤務する者だけを加入させた。G県の季節労働者は、国民年金に加入してもらった。」と供述しており、当該事業所では、従業員によって厚生年金保険の加入の取扱いに違いがあったものと考えられる。

加えて、申立人は、オンライン記録により申立期間②のうち、申立事業所以外の他の事業所における厚生年金保険の加入記録がある期間を除き、国民年金に加入するとともに、その保険料を納付していることが確認できる。

3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録により、申立期間③のうち平成8年10月29日から9年4月28日までの期間、10年11月2日から11年4月29日までの期間、同年10月28日から12年4月28日までの期間、同年10月27日から13年4月20日までの期間、同年11月13日から14年5月15日までの期間、同年11月11日から15年5月17日までの期間、同年11月17日から16年5月16日までの期間及び同年11月12日から17年5月16日までの期間において、C社に勤務していたことは確認できる。また、同社は、「タイムカードの記録では、最初は古くて分からないが、最後の日付は平成18年4月14日となっている。」と回答していることから、申立人の勤務の開始日は特定できないものの、17年5月16日以降のいずれかの時期から18年4月14日までの期間において、同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「季節雇用者は、本人が希望しない限り厚生年金保険に加入させなかった。出稼ぎの者は誰も加入していない。」と回答していることから、当該事業所では、厚生年金保険の取扱いについて、従業員個々の希望により判断していたことがうかがわれる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、一人は姓しか記憶しておらず、別の一人は、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、個人を特定することができないことから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により申立期間③当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた8人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、いずれも「私は正社員だった。」と回答している上、このうち申立人を知っていると供述している二人のうちの一人は、「申立人は冬の期間だけ勤務していたが、季節雇用の者が厚生年金保険に加入していたかは分からない。」と供述しており、これらの者からも申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

加えて、申立人は、オンライン記録により申立期間③の期間のうち60歳に到達するまでの期間において、国民年金に加入するとともに、その保険料を全て納付していることが確認できる。

4 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録により、申立期間④を含む平成元年5月27日から同年9月26日までの期間、2年6月1日から同年9月22日までの期間及び3年6月3日から同年10月9日までの期間において、D社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、商業・法人登記簿謄本により、当該事業所の取締役であったことが確認できる者に

照会したところ、「当社の代表取締役は私の父親であったが既に死亡し、取締役であった母親も死亡している。私は、自身が役員になっていたことも知らず、当時の会社のことは全く分からない。会社の解散に伴い、当時の書類をどう整理したのかも分からない。」と回答しており、申立人の申立期間④における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、一人は申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、別の一人に照会したところ、「会社は厚生年金保険に加入しておらず、個人で国民年金に加入していた。給料から控除されていたのは、国民健康保険料と雇用保険料であり、厚生年金保険料が控除されることはなかった。」と供述している上、オンライン記録によると、この者の当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により申立人は、申立期間④において国民年金に加入するとともに、その保険料を全て納付していることが確認できる。

- 5 全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 3 年 1 月 7 日から 5 年 6 月頃まで

年金記録によると、A社における申立期間①の標準報酬月額は、前後の期間に比べ低く記録されているが、同社では所長として 40 万円以上の給料をもらっており、給料が低くなるということはなかったので記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、B社には平成 5 年 6 月頃まで勤務していたが、年金記録によると、3 年 1 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっているので記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、A社に照会したものの、「当時の資料は保管期間を過ぎており残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 11 人に照会したところ、回答が得られた 4 人は共に、「給料は基本給と歩合給であった。標準報酬月額は、基本給のみを届け出たのではないかと思う。」と述べている上、このうち申立期間①にお

いて厚生年金保険被保険者であった3人は、申立人と同様に当該期間の標準報酬月額が、前後の期間に比べ低くなっていることがオンライン記録により確認でき、このうち一人は、「私も標準報酬月額が下がっている期間があるが、業務成績によって給料はかなり上下したので、標準報酬月額が下がることもあると思う。」と述べているとともに、ほかの一人は、「売上額を調整することもあったので、給与明細書の金額と実際の給与支給額が違う時もあった。」と述べており、これらの者から、申立人がオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高い保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる申立人の標準報酬月額と、オンライン記録で確認できる標準報酬月額は一致しており、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、申立人がオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高い保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に係る年金記録が平成3年1月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、5年6月頃まで勤務していたと申し立てしているところ、同社は12年12月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの、協力を得られないことから、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる6人に照会したところ、二人から回答が得られ、このうち申立期間②に厚生年金保険の資格を取得した一人は、「従業員は常時3人から4人ほどであったが、入れ替わりが非常に激しかった。私の勤務期間は、約1年間であり長い方であったが、私が勤務していた期間に申立人は勤務していなかった。」と述べている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所において平成3年1月7日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、健康保険の任意継続被保険者となったことが確認できる上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は2年12月31日と記録されている。

加えて、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 2 年 11 月 5 日から 3 年 1 月 7 日まで

申立期間①について、A社では、昭和 58 年 12 月分の給与から 45 万円ほどになったため、標準報酬月額が 26 万円と記録されているのは間違いであるので訂正してほしい。

また、申立期間②について、B社では毎月 100 万円の給料をもらっていたので、標準報酬月額が 28 万円と記録されているのは間違いであるので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、A社に照会したものの、「当時の資料は保管期間を過ぎており残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 11 人に照会したところ、回答が得られた 4 人は共に、「給料は基本給と歩合給であった。標準報酬月額は、基本給のみを届け出たのではないかと思う。」と述べている上、申立人がオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高い保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、昭和 58 年 12 月分の給与から 45 万円ほどになったと主張しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記

録により、申立人と同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間①以降も同被保険者であったことが確認できる3人の標準報酬月額記録をみても、申立期間①において月額変更が行われている者はいない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる申立人の標準報酬月額と、オンライン記録で確認できる標準報酬月額は一致しており、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

その上、申立人がオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高い保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、B社は平成12年12月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの、協力を得られないことから、申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる6人に照会したところ、回答が得られた二人は、「給料は基本給と歩合給であったが、標準報酬月額は基本給のみを届け出たと思う。」と述べているところ、当該二人の標準報酬月額は、それぞれ、自身の記憶する基本給に見合う額であることが確認できる上、このうちの一人は、「当該事業所では、基本給は給与として、売上に応じた歩合給は報酬としてもらい、自分で確定申告する仕組みであったので、歩合給が厚生年金保険の標準報酬月額に含まれることはない。」と述べていることから、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額は、基本給のみの金額で届出されたものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所における申立人の標準報酬月額は、事業主の標準報酬月額に次いで高い額であることから、申立人の標準報酬月額が低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人がオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高い保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき

ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく掛金をA団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

B組合では毎年2月に定期昇給があったので、5月に標準報酬月額の改定が行われるはずであるが、年金事務所の記録によると、10月からの改定になっているので、5月からの改定に年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書によると、申立人の主張するとおり、毎年2月に昇給していることが確認できるものの、オンライン記録では、昇給後の報酬月額に見合う標準報酬月額の改定は5月には行われず、10月の定時決定で行われていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与明細書によると、報酬月額(申立期間①は2万9,200円、申立期間②は4万7,500円、申立期間③は7万円)に見合う標準報酬月額(申立期間①は3万円、申立期間②は4万8,000円、申立期間③は7万2,000円)は、当時、A団体がA団体職員共済組合に届け出た標準給与(申立期間①は2万6,000円、申立期間②のうち昭和49年5月から同年8月までは3万3,000円、同年9月は3万9,000円、申立期間③のうち50年5月から7月までは4万8,000円、同年8月及び同年9月は5万2,000円)よりも高額であることが

確認できるものの、A団体が源泉控除していたと認められる年金の掛金(申立期間①は780円、申立期間②は1,440円、申立期間③は2,100円)に見合う標準報酬月額(申立期間①は1万6,000円、申立期間②のうち49年5月から同年8月までは3万円、同年9月は3万9,000円、申立期間③のうち50年5月から7月までは4万5,000円、同年8月及び同年9月は5万2,000円)は、A団体職員共済組合に届け出た標準給与よりも低額又は同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく掛金をA団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から21年4月1日まで
② 昭和23年1月31日から同年4月1日まで

申立期間①は、A社所属のB職としてC事業所に勤務していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、A社所属のB職としてD事業所に勤務していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が実際に勤務していた期間に比べ短くなっている。

両申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、E県F部G局が保管している申立人の人事履歴書及び申立人の従業務等に関する具体的な供述内容から判断すると、申立人が申立期間①のうち、昭和19年4月1日から21年2月末日までの期間において、A社所属のB職としてC事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①のうち昭和19年4月1日から同年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であり、同法においては、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを被保険者としていることから、申立人は労働者年金保険において、被保険者となることができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、A社は、昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同年8月15日に法定解散しているほか、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は、当時、一緒に勤務していた同僚6人の名前を挙げてい

るが、このうちオンライン記録から本人が特定できた二人は、申立期間①において厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない上、これら同僚二人のうち連絡が取れた一人は、「申立人の勤務期間及び当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、被保険者名簿から、申立期間①において、A社本部及びその下部組織である同社H支部（いずれも所在地は、I市）で厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）が確認できる同僚6人と連絡が取れたものの、いずれの同僚も、勤務地がI市であったとし、I市以外の事業所で勤務していたとする者は確認できない。

その上、被保険者名簿によると、申立人は、申立期間①後の異動先であるD事業所において、昭和21年4月1日付けで被保険者資格を取得していることが確認できるところ、E県の資料によると、同年3月末にA社所属B職の地方配置制度が廃止されていることから、当該時期から、地方事業所においてB職を厚生年金保険に加入させる取扱いになったと推測される。

2 申立期間②について、E県F部G局が保管している申立人の人事履歴書及び申立人のD事業所を退職した経緯に関する具体的な供述内容から判断すると、申立人は申立期間②において、同事業所所属のB職として、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和35年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の承継先であるJ事業所は、「当時の関係資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人が次の勤務先へ一緒に赴任したとする同僚を含む計7人が、申立人と同様、昭和23年1月31日に当該事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる上、これら同僚7人は、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、被保険者名簿から、申立期間②及びその前後の期間において被保険者資格が確認できる同僚のうち、生存及び連絡先が確認できた同僚二人に照会したものの、当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて、具体的な供述は得られなかった。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月頃から同年 2 月頃まで
② 昭和 56 年 12 月から 60 年 3 月まで

申立期間①は、A社に勤務し、B業務に従事していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、C社にD職として勤務し、E業務に従事していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社に入社した経緯及び従事業務等に関する具体的な供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に同社で勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、商業・法人登記簿謄本によると、42 年 2 月 15 日に解散している上、当時の事業主及び経理事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 23 人に照会し、14 人から回答を得られたものの、申立人を記憶している者はいない上、申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除につ

いて確認できる具体的な供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①に係る申立人の加入記録は無く、一方、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、事業主の供述及び申立人の従事業務に関する具体的な供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間②中にC社にD職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録及び事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、当時の事業主は、「当社は社会保険に一切加入していなかったため、申立人は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 3 月 1 日から 12 年 2 月 1 日まで
② 平成 12 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
③ 平成 12 年 6 月 1 日から 13 年 10 月 21 日まで

申立期間①について、A社の代表取締役として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②について、A社の代表取締役として 30 万円の報酬月額で勤務していたが、標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっている。

申立期間③について、B社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同社での加入記録が確認できず、A社で加入になっている。

申立期間①、②及び③について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、商業・法人登記簿謄本により、申立人は、A社において取締役及び代表取締役として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成 13 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当該事業所の代表取締役及び取締役であった申立人は、申立期間①における厚生年金保険料の控除に関する資料等を保管していないことから、厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、「前職のC社において、平成 10 年 2 月 3 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、A社において同保険の資格取得を行ったと思う。」としているところ、D健康保険協会E支部が保管している任意継続被保険者記録照会票によると、C社で厚生年金保険被保険者資格を喪失

した日と同日の同年2月3日に健康保険任意継続被保険者資格を取得し、12年2月3日に法定期間満了を理由として同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①において、当該事業所に係る社会保険事務所（当時）発行の厚生年金保険料等の領収証書を保管しているものの、当該領収証書からは、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当該領収証書の金額は、当該月に厚生年金保険被保険者資格を有している同僚の保険料合計額と一致している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚から、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額については、当初、申立人の主張どおり平成12年2月1日から同年8月までは30万円、同年9月から13年7月までは20万円と記録されていたことが確認できる上、同年8月21日付けで標準報酬月額が9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、商業・法人登記簿謄本によると、当該遡及訂正処理日より前の平成12年12月31日で当該事業所の代表取締役を退任していることが確認できる上、当該遡及訂正処理に関与していない旨供述している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該遡及訂正処理日である平成13年8月21日において、当該事業所の厚生年金保険の被保険者は申立人のみである上、申立人は、当該事業所の事業主となっていることが確認できる。

また、申立人が保管している当該事業所に係る申立期間②当時の厚生年金保険料等の領収証書によると、当該期間において、当該事業所は厚生年金保険料を滞納していることが確認できる上、申立人は、「平成13年6月以降、厚生年金保険料を納付していない。」と供述していることから、当該遡及訂正処理日において、厚生年金保険料を滞納していた状況が推測される。

さらに、申立人は、「社会保険事務所との滞納保険料の納付に関する折衝は全て私が行っていた。」と供述していることから、当該遡及訂正処理に関与していないとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理は有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間②における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

3 申立期間③について、オンライン記録では、申立人は、B社の関連会社で

あるA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる
ところ、B社の商業・法人登記簿謄本及び同社の親会社であるF社の回答に
より、申立期間③のうち、平成12年6月1日から13年6月30日までの期
間について、申立人の主張するB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成18年9月30
日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当時
の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間③における厚生年
金保険の適用状況について確認することができない。

また、F社では、「申立人の雇用形態について、勤務時間及び勤務日数が
少ないため、厚生年金保険の被保険者になることはできないことから、同保
険の被保険者資格を取得する手続きをしていない。そのため、申立人の給与か
ら厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、当該事業所の同僚は、「社会保険事務については親会社のF社で
行っていたため、詳細については分からない。」と回答している。

- 4 このほか、申立人の申立期間③の当該事業所に係る厚生年金保険料の控除
について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③の当該事業所に係る厚生年
金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき
ない。

北海道厚生年金 事案 3956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 8 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 32 年 4 月 8 日に A 省 B 局 C 部に臨時職員として採用されて勤務したが、厚生年金保険の加入記録においては、同年 6 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得したこととなっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 省 B 局 C 部が保管する非常勤職員勤務記録票により、申立人は昭和 32 年 4 月 8 日に採用され、申立期間において継続して同部に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 省 B 局 C 部は、「当部の記録では、申立人は、昭和 32 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料はない。」と回答しており、上記非常勤職員勤務記録票において、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を昭和 32 年 6 月 1 日に取得した旨の記載が確認できるとともに、申立人が所持する A 省 B 局作成の年金手帳においても、同記録票と同内容の記載が確認できる上、これらの記録は、A 省 B 局 C 部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録における被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の事務担当者二人の名前を挙げているものの、一方で両人は既に死亡している旨の供述をしている上、当該事務担当者二人の個人を特定することができないことから、申立人の申立期間における厚生年金

保険の適用状況及び保険料控除の状況について確認できる供述を得ることができない。

さらに、上記二人のほか、申立人は申立期間当時の同僚6人の名前を挙げているところ、このうち生存及び所在が確認できた二人に照会し、二人から回答が得られたものの、当該二人は、それぞれが記憶している採用時期から4か月後から2年3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、事業主は、職員の採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる上、上記同僚二人からは、採用当初の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

加えて、被保険者名簿において、申立人と同日の昭和32年6月1日にA省B局C部における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、二人から回答が得られたものの、二人からは申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 4 月 7 日まで
申立期間について、午前中はA社に、午後はB社に勤務していたが、B社における厚生年金保険の被保険者記録しか確認できない。
A社においても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び厚生年金保険第4種被保険者資格取得申出受理通知書(写し)(昭和59年9月20日付け)により、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和43年8月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も所在が確認できないことから、申立期間における申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人は姓のみが明らかであるため、個人を特定することができないことから、健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、オンライン記録により生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、回答が得られた一人は、「名前は分からないが午前中のみ勤務している者はいた。その者以外は皆、勤務時間は朝から夕方までであった。」と述べている上、当該同僚が名前を挙げた者3人については、全員が当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者に関する記録確認票(写し)(昭和47年6月5日付け)には申立期間における事業所名称はB社と記載されていることが確認できることから、オンライン記録によ

り、同社において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる3人に照会したところ、回答が得られた一人は、「申立人のことはよく覚えていない。社会保険事務は事業主であった父が行っていたが、既に亡くなっている。」と述べていることから、同社の関係者からも申立人のA社における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を当該事業所の事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を当該事業所の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 10 月 1 日まで

A社の設立時から正社員として勤務しており、毎年4月に昇給していたが、昭和50年頃会社が資金困難な時があり、給与を減額する旨の話が同社からあった記憶がある。

昭和50年10月からの標準報酬月額が減額されているのはそのためではないかと思うが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録により、昭和62年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本により同年8月*日に和議開始の決定が確定し、平成18年3月5日に解散していることが確認できるところ、当時の事業主は、「当社は、裁判所に和議を申請するに当たり全員解雇し、昭和62年2月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立期間当時の経営状態は普通であり、社会保険料も滞納しておらず、給与を減額するようなことはなかった。」と回答している。

また、オンライン記録及び上記の事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書及び同算定基礎届によると、申立人は、昭和50年7月1日付けで標準報酬月額が11万8,000円から16万円に改定され、同年10月1日付けで16万円から15万円に改定されていることが確認できるところ、同改定通知書には同年の4月から6月までの報酬月額の3か月合計金額が45万5,830円、平均額が15万9,433円、標準報酬月額が16万円と記載されているものの、当該合計金額から算出できる平均額は15万1,943円であり、正しい標準報酬月額が15万円となることから、当該事業所は、当時、申立人の同年7月1日付けの標準報酬月額を誤って届け出たものと考えられる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人及びオンライン記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚3人の計6人に照会し、5人から回答が得られたところ、そのうち、申立期間当時、一般事務を担当していたとする者は、「私は昭和50年4月に入社したが、その何か月か後に3階建ての新社屋に移転した。当時のB市内では大きな社屋であったと思う。従業員も増え、仕事も順調であったと思う。」と回答しているほか、いずれの者からも申立人の申立内容に係る供述を得ることができなかった。

加えて、申立人から提出された昭和50年分及び51年分の給与所得の源泉徴収票（写し）によると、社会保険料等の金額がそれぞれ11万9,776円及び15万7,815円と記載されているところ、申立人のオンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料額は、兩年とも上記金額とおおむね合致している。

その上、申立人の昭和50年7月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主が正しく計算された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書を届け出ていれば、申立期間と同じ15万円となることから、申立人の申立期間に係る標準報酬額が減額とはなっていないことが認められるとともに、オンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる12人（申立人を除く。）の標準報酬月額の推移についても、申立期間において減額となっている者は確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。